

海津市地域福祉推進計画策定支援業務（基礎調査業務） 仕様書

1. 業務名

海津市地域福祉推進計画策定支援業務（基礎調査業務）

2. 期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3. 目的

国や岐阜県の動向、本市の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題、次期地域福祉推進計画の策定に向けた支援を実施することを目的とする。

なお、当該計画は、以下の計画を含むものとする。

- (1) 地域福祉推進計画
- (2) 成年後見制度利用促進計画
- (3) 重層的支援体制整備事業実施計画
- (4) 再犯防止推進計画

4. 業務内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

福祉に関する国の動向や社会経済的特性、県の関連計画について受託者が情報を収集、分析、整理を行うこと。本市が提供する市の関連資料を基に現状の把握分析を行い、問題点等の実態整理を行うこと。

(2) 市民アンケート調査

市民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等を把握し、計画策定の基礎資料とすること。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用封筒（角2）及び回収用封筒（長3）の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行うこと。受託者は調査票と、同じ設問のWebフォームを作成すること。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送・回収は本市が行う。ただし、発送・返信の郵送料は負担すること。

また、アンケート業務を実施する際、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であり、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	海津市内に居住する 18 歳以上の住民（無作為抽出）
サンプル数	2,000 票
調査方法	郵送法（Web 調査との併用）
調査票種類数	1 種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 関係団体等に対する調査

福祉活動団体を中心にボランティア団体や自治会、自殺対策の地域ネットワークを構成する社会福祉協議会、保健所、NPO 法人、教育委員会、商工会、民生委員・児童委員など地域福祉にかかる活動団体・組織及び自殺対策の推進のための連携体制等について、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施すること。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要事項を記入する。関係団体等への配布・回収は本市が行う。ただし、発送・返信の郵送費は負担すること。受託者が調査シート発送の準備及び結果のとりまとめを行うこと。（団体数目安は 50 団体程度）

(4) 庁内関係課に対する調査

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施すること。調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は本市が行い、受託者が結果のとりまとめを行うこと。

(5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査等などの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出すること。また、次期計画の策定に向けたポイントを踏まえ、骨子案を提案すること。

(6) 計画策定委員会等の運営支援及び打ち合わせ対応

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（2 回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席し、議事録の作成（要旨）と協議事項に関するアドバイス等の運営支援を行うこと。

打ち合わせ対応は、本市の要望に応じて対応を行う。また、Web を利用した策定委員会及び打ち合わせ対応も状況に応じて対応すること。

(7) 本業務に関する全国的な情報収集・提供（関連計画及び関連例規）

本計画では、改正社会福祉法第 107 条を包含した法定計画の策定であり、全国の幅広い事例や同等規模の取組内容を参考にする場合があるため、業務期間中は関連する情報を収集・提供すること。

① 全国的な最新施策の情報提供

地域福祉推進計画策定の事業検討材料とするため、全国の各自治体の施策・事業に関する事例集を、例えば①福祉分野、②健康・食育分野、③教育分野、④男女共同参画・子育て分野、⑤その他（防災・福祉の都市計画・職員育成（働き方改革）・情報（ICT）分野）に分け、各分野それぞれ50件以上情報収集し、冊子としてまとめる。その際、市町村名、取組の概要、担当課等を記載すること。

② 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉・健康分野に関する法律改正・制度変更はめまぐるしく動いており、本業務を行う上で法律や制度の動向を常に把握し検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、本市が把握しておくべき分野を網羅すること。

5. 成果品

- ・ アンケート調査報告書（A4 版、120 頁程度、本文 1 色）：20 部（製本テープ）
- ・ 上記データ一式

6. その他

本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

また、本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ本市と協議し、決定すること。